

第二條 會員が死亡したる場合は香料として金五圓を贈與すること

一、葬儀の際本部(支部所在地は支部)より二名會旗持參にて送ること

二、葬儀の際受持幹部(工場或組合)壹名送ること

第三條 會員が一般公務の爲二週間以上無償にて服役する時は金貳圓を贈與すること

但右は一般兵役を含む

第四條 會員が入營及除隊の際は本部(支部)より一名會旗持參送迎すること

一、會員入營中は會長(支部長)適當に通信すること

二、會員が現役中本部(支部)來訪の際は金壹圓を贈與すること

第五條 會員老衰の爲退職する時は金五圓を贈與すること

第六條 會員にして不可抗力による災害を蒙りたる場合は見舞として金五圓を贈與すること

第七條 會員の家族にして負傷し若しくは病氣の爲死亡したる場合は香料として金壹圓を贈與すること

第八條 會員が病氣又は負傷の爲め職業不能はすして家政困難と見止めたる時受持幹部(工場或組合)は本部(支部)に共濟法を申請すべし

但本部(支部)より役員を派遣し精密なる調査後幹部會又は幹事會の議決を経て一般會員より二錢以上十錢以下の特別共濟金の寄附を募集し共濟すること

日本勞働 野田聯合會
總同盟

日本勞働野田聯合會

一、役員

大正十二年十月初旬改選を以てたる結果 理事 和田茂

一、理事(梅工) 今中山元一(梅工)のあな若菜

左記各名若菜(女)

理事 會長

山口 吉一

理事

小林 清吉 (梅工)

堀内 太郎 (4)

山口 吉一

小岩井 慶助 (旧姓古尾)

染 岩 又 郎

而して山口、小岩井の両名は惣代の実権を握りし

一、會費

目下(大正十二年十月)一七〇〇名あり

一、會費

一月一角八分金五角

一、救済金募集

震災救済の爲め附金を會費に募集し

大正一、五〇〇円を得たりとす

12.10.22
554 10